

2024年4月1日から  
**CASBEEの届出が  
電子申請となります**



**電子申請を活用する3つのメリット**

1

必要事項を  
入力するだけで  
届出が完了します

2

窓口で手続きする  
必要がなく時間を  
有効に使えます

3

保管が面倒な  
紙書類を削減する  
ことができます

※「建築物環境性能評価制度(いわゆる「CASBEE」)」とは…

環境の保全と創造に関する条例に基づき、一定規模の建築物を新築等をしようとする者に対して、当該評価の結果などを届け出ることを義務付けている制度です

詳細は裏面をご覧ください

# CASBEEの届出が電子申請となります

まずは、電子申請の要件を満たすかをチェック！

- 床面積2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、改築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えであること
- 兵庫県が特定行政庁となる区域に存する建築物であること  
(神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市又は高砂市以外の市町に存する建築物)
- 連絡用のメールアドレスをお持ちであること

電子申請は、たったの4ステップで完了

1

次のURLにアクセスします。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/profile/userLogin\\_initDisplay?  
nextURL=CqTLFdO4voYUvmRFT8Hqxd7dRrdLP0zYtUINsUzZVMsAD7fVZO8LH9ig%2BneaDEW0Qj1uo8ABnGY0%0D%0A5xkLoJJmSyJT7j9YfaJ1wXckIKiP8%2B7qd4jW0v4G4gjD15Qmra4a2DGzWtMeWZE%3D%0D%0A.N0DesGhxrmzJ2vNMvUHr18fg0r31%2FYtV7aCoo%2BTV%2F0%3D](https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/profile/userLogin_initDisplay?nextURL=CqTLFdO4voYUvmRFT8Hqxd7dRrdLP0zYtUINsUzZVMsAD7fVZO8LH9ig%2BneaDEW0Qj1uo8ABnGY0%0D%0A5xkLoJJmSyJT7j9YfaJ1wXckIKiP8%2B7qd4jW0v4G4gjD15Qmra4a2DGzWtMeWZE%3D%0D%0A.N0DesGhxrmzJ2vNMvUHr18fg0r31%2FYtV7aCoo%2BTV%2F0%3D)



2

入力フォームに必要事項を入力します。

図面等の添付図書は、それぞれ10MBまで添付できます。（1ファイルで10MBを超える場合は、問合せ先にご相談ください。）

最後に入力内容を確認し、問題がなければ【申請する】ボタンをクリックします。※必要に応じて、印刷用画面から申請内容を保存してください。

3

申請完了画面に表示される到達番号及び問合せ番号は必ずスクリーンショット等で記録してください。※問合せ番号はメールでは通知されません。

入力したメールアドレス宛てに、申し込み状況確認用のURLが送信されます。

4

補正が必要な場合は、後日、電子メールでご連絡します。

また、届出を受理したときも電子メールでお知らせします。

〔 受理後は、届出書に受付番号や受付日が付されます。 〕

【問合せ先】

兵庫県まちづくり部建築指導課（建築指導班）

TEL : 078-362-3609 E-mail : [kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp)